

議案第46号

関市職員のサービスの宣誓に関する条例及び関市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

関市職員のサービスの宣誓に関する条例及び関市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

押印を求める手続の見直し等に伴い、この条例を定めようとする。

関市職員の服務の宣誓に関する条例及び関市固定資産評価審査委員会条例  
の一部を改正する条例

(関市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 関市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年関市条例第11号）の  
一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

# 宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

(関市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 関市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年関市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。